

第 27 回 上場会社等監査人登録審査会 議事要旨

1. 開催日時 2024 年 12 月 24 日

2. 場所 (リモートでの会議)

3. 出席者 茂木審査会長ほか 5 名

4. 議 題

- (1) 上場会社等監査人名簿への登録の審査に関する件
- (2) みなし登録上場会社等監査人の「登録の拒否」の公表に関する件
- (3) 上場会社等監査人名簿への登録の審査状況に関する件
- (4) 上場会社等監査人登録審査会の運営状況 (2024 年半期報告) に関する件

5. 議事内容

(1) 上場会社等監査人名簿への登録の審査に関する件

上場会社等監査人名簿への登録の審査に係る案件 (1 事務所) について説明が行われた後、審議が行われた。

審議の結果、1 事務所については、公認会計士法 (昭和 23 年法律第 103 号) 第 34 条の 34 の 5 第 1 項の規定により登録を実施することが決定された。

(2) みなし登録上場会社等監査人の「登録の拒否」の公表に関する件

みなし登録上場会社等監査人が登録の拒否を受けた場合における本会ウェブサイト上での公表の在り方について説明が行われた後、審議が行われた。

審議の結果、みなし登録上場会社等監査人が登録の拒否を受けた場合において、登録の拒否を受けた旨の個別の公表を行わないことが決定された。その理由は、主として次のとおり。

- ① 登録の拒否の個別公表を行う直接の規定がないこと。
- ② みなし登録上場会社等監査人に該当しない監査事務所が登録を拒否された場合には、個別公表の対象とはしていないこと。登録の拒否に関して、みなし登録上場会社等監査人に該当する監査事務所と、該当しない監査事務所とで異なる取扱いをすることは、一貫性を欠くと考えられること。
- ③ 登録申請者は、制度上、一度登録を拒否されたとしても、その後に体制を改善させ、再度申請を行うことも可能であること。

(3) 上場会社等監査人名簿への登録の審査状況に関する件

上場会社等監査人名簿への登録の審査に係る案件 (A 事務所、B 事務所) について、審査状況の説明が行われた後、協議が行われた。

協議の結果、A 事務所の登録の審査に当たっては、品質管理レビューの計画変更

も含めて検討を行う方向性について確認された。また、B事務所については、品質管理レビューチームが提示するスケジュールに沿って審査を進めていくことが確認された。

- (4) 上場会社等監査人登録審査会の運営状況（2024年半期報告）に関する件
上場会社等監査人登録審査会の運営状況（2024年半期報告）に関し、資料配付をもって委員への報告が行われた。

以 上